

令和7年度 南丹市景観審議会 議事録

日 時：令和8年1月19日（月）午後3時00分～午後4時00分  
場 所：南丹市役所2号庁舎3階301会議室  
出席者：〔委 員〕藤本 英子会長、丸山 俊明副会長、矢ヶ崎 善太郎委員、  
安藤 眞吾委員、三崎 正子委員、青田真樹委員、  
下伊豆 仁史委員、  
〔事務局〕前原部長、井尻技監、平野課長、松本主事、高屋主事

1. 開会

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から南丹市景観審議会を開会いたします。 委員の皆様には何かとご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、 誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、審議会の開催にあたり、本日の出席者の紹介をさせていただきます。</p> <p>（事務局自己紹介）</p> <p>はじめに、委嘱状の交付を行います。本日市長が、他の公務のため、土木建築部長の前原より、交付させていただきます。</p> <p>では、順番にお名前を読み上げますので、前に出ていただきお受けくださいますようお願いいたします。</p> <p>（委嘱状の交付）</p> <p>各委員様には大変お世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。 本日の出席状況を報告させていただきます。 本日7名全員の出席をいただいております。 南丹市景観条例施行規則第23条第7項の規定により、半数以上の出席がありますので、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。 それではただいまから開会させていただきます。 開会にあたりまして、前原土木建築部長が挨拶申し上げます。</p> <p>（前原部長挨拶）</p>
-----	---

2. 協議事項

議題「会長及び副会長の選任について」

事務局	続きまして、会長の選出に移らせていただきます。
-----	-------------------------

事務局	<p>南丹市景観条例施行規則第23条第2項の規定により、会長は委員の互選により選出するとなっておりますが、どのようにさせていただいたらよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>(事務局に一任の声)</p> <p>それでは、事務局から前年度も南丹市景観審議会の会長をご尽力いただき、経験も豊富で、かつ会議の継続性という点も踏まえ、藤本英子様をご推薦させていただきたいと存じます。</p> <p>皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。それでは委員の皆様の互選によりまして、藤本委員に会長をお世話になりたいと存じます。藤本会長、恐れ入りますが、挨拶をいただければと思います。</p>
会長	<p>改めて、会長に指名いただきましてありがとうございます。</p> <p>まだまだやることいっぱいあると思う南丹市ですが、少しでも皆さまのお声掛けにより色々な活動ができ、そして多くの市民の皆様に南丹市はこういう活動をやっていると伝わっていけばよいと思います。</p> <p>本日は穏やかで暖かい天気の中でございますが、皆さまから積極的な熱いご意見を頂戴できればと思います。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは続きまして、副会長の選任を行います。副会長の選任についてでございますが、副会長は、南丹市景観条例施行規則第23条第4項の規定により、委員のうちから会長が審議会に諮り選任するとなっておりますので会長よりご指名をいただきます。それでは、会長、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>失礼いたします。副会長は、丸山委員にお世話になりたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、副会長は丸山委員にお世話になることといたします。</p>

### 3. 報告事項

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告事項について事務局よりご説明いたします。</p>
-----	---

事務局

報告事項といたしまして3件ございます。

【資料1】をご確認ください、昨年度、景観審議会において協議された「南丹市農村景観形成に係る建築等規制条例」の改正が行われました。

改正内容について、簡潔にご説明させていただきます。

本条例は、これまで南丹市総合振興計画審議会が所管しておりましたが、すぐれた農村景観の形成を目的とした条例であることから、より専門的な審議が求められると判断し、景観審議会に所管を変更しました。

また、条文の整理も行い、これまで存在していた齟齬を解消いたしました。これにより、条例の内容がより一貫性を持ち、理解しやすくなったと考えております。

改正案は、令和7年6月の議会に上程し、承認を受けた後、令和7年6月30日に改正が施行されました。

改正後、条例に基づく許可申請は現在のところありませんが、今後必要があると認めた場合には、景観審議会へ諮問させていただくことになります。

また、条例の内容については、今後も精査を行い、必要に応じて更なる改善を図っていきたいと考えております。

続きまして、令和7年度届出提出状況について報告いたします。

【資料2】をご覧ください。

こちらは、令和7年12月31日時点の提出状況になります。

【山里自然エリア】

- ・建築物新築 1件
- ・建築物増築 2件
- ・建築物改築 1件
- ・建築物外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 11件
- ・建築物・工作物 新築 1件
- ・工作物新築 3件
- ・工作物外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 12件
- 屋外における物件の堆積 1件

【伝統的景観重点エリア】 7件

合計 39件の提出がありました。

すべて届出が景観形成基準内であり、良好な景観形成に支障がないものと判断し、審議会に諮問する案件はございませんでした。

なお、完了届の提出がありましたもののうち、数件を抽出し、現地確認を行いました。

最後に、景観計画に係る広報の状況について報告します。

【資料3】をご覧ください。

事務局	<p>南丹市景観条例の広報活動として令和7年6月にお手元の【資料3】を美山区域の全戸に対し配布を行いました。</p> <p>また、昨年の審議会の中で広報活動の一環として、庁舎内に景観のことを伝えるためのパネル等を展示するのはどうでしょう。というご意見をいただきました。</p> <p>ご意見の内容を踏まえまして、当市中央庁舎にデジタルサイネージが設置されておりますので、そちらに【資料4】を市民の方に向け、掲示させていただいております。</p> <p>しかしながら、今回の掲示は、景観計画の届出についての啓発を目的としています。今後の課題として、南丹市の景観計画や景観審議会をより身近に感じてもらうため、「景観」という言葉に対してハードルを感じさせることなく、分かりやすくアピールできるポスターを作成し、デジタルサイネージに掲示することを考えております。</p> <p>報告は以上となります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、ご質問、ご意見等がありますか。</p>
委員	<p>届出の状況についてご報告いただきましたが、届出に関する一般的な流れを教えていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的には景観形成基準がありますので基準に基づいて審査をしております。事前に相談していただいた段階で各基準についてお伝えして色について検討していただいております。その後実際に届出を提出していただいておりますという流れです。</p>
会長	<p>その他ご質問ございますでしょうか。</p>
委員	<p>景観計画や条例に基づいて審査されているのかと思うのですが、屋外広告物については明確に規定がなかったと理解しています。</p> <p>過去に様々な屋外広告物や看板やのぼりなど多くのものがあると思うんですが、そういったものについては、色や大きさについての規定が明記されていませんでした。</p> <p>例えば明日香村さんであれば看板の大きさが7㎡以内にして下さい等の規定があるのですが、南丹市さんは細かい規定があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>屋外広告物については、別の課が所管しておりますので当審議会では取り扱っておりません。</p>
委員	<p>分かりました。</p> <p>景観計画に記載がなかったので確認させていただきました。</p>
会長	<p>行政によって様々ですが、南丹市さんの場合はそのようになっています。文化系のものについては社会教育課が担当されておりますし、私自身は同じ景観として考えていく必要があるのかなと思っております。</p>

委員	ちなみに、屋外広告物についてはどちらが担当されているのでしょうか。
事務局	屋外広告物については、同じ土木建築部の建設整備課が担当しております。
事務局	南丹市の屋外広告物は京都府の条例に基づいて指導をしています。
委員	気になる広告物があれば建設整備課に相談すればよろしいのでしょうか。
事務局	はい、そのとおりです。
会長	その他ご質問ありますでしょうか。
委員	色彩の測色はどのようにされているのでしょうか。 例えば、色相は5YRで明度は2.9で彩度は0.2という確認はどのように行っていますか。現地又は写真ですか。
事務局	申請ができてきたタイミングで色彩の分かる立面図又は、カタログを添付資料として提出していただいております。
委員	現地での確認はおこなっていないのでしょうか。 気になったのが、現地状況写真①の外壁の明度が(7.0)となっているのですが、(7.0)も無いように思います。
事務局	モザイク模様のようにになっているところの白の部分が明度(7.0)です。 その他の黒色の箇所はN1です。
委員	申請書は、メーカー側が記載している明度を申請者が書いているのでしょうか。
事務局	はい、その通りです。申請書に書かれている明度、彩度の参考資料として明度、彩度が記載されたカタログを添付していただいております。 また、カタログで表せないようなものについては、現物を持参していただいております。
会長	行政によっては測色する機械を使用している所もあります。
事務局	機械はいくらくらいですか。
会長	10万円くらいですね。
委員	目視の測色でも、カード等を使って結構正確に測ることができます。
事務局	基本的には、申請の際に提出されたカタログ及び、完成後、完了届に添付される写真を見て判断しています。
会長	広報について何かご質問等ございますか。
委員	デジタルサイネージを来た時に見たのですが、そこまで大きくはないのですが目に留まりやすいと感じました。
会長	これはデジタルなので次々と画像が変わるのですか。
事務局	はい、15秒程度で次々と変わっていきます。
会長	景観のページはどのくらいの頻度で出てくるのですか。
事務局	その時の掲示している課の数によって変わるので、掲示数が多いほど景観のページが出てくるのに時間がかかりますし、逆に少なければ早く表示されます。

会長	先ほど仰ったとおり、届出がいきますという話だけではなく、もう少し景観に関することをお伝えいただけたらと思います。
事務局	前回の審議会でそのような話があったので引き続き検討してまいります。
会長	私からも、1点よろしいでしょうか。 JRで来るときに気になったのですが、園部駅に着く手前に焼却施設があると思うのですが、いつ頃建設されたのでしょうか。
事務局	建設は、旧園部町時代（合併以前）ですので20年以上前になります。
会長	外壁塗装を塗り直す機会があるのでしょうか。
事務局	今のところ塗り直す予定はありません。
事務局	南丹市の焼却施設は現在使用しておらず、亀岡市の焼却施設に集積されています。
会長	お願いしたいのが、景観を担当する課としてできるだけ多くの情報収集をして、何かがあるときは行政内で相談された方が良いのかなと思います。 現状の外壁が白く存在感があるので、明度を落とすだけでも存在感が薄くなります。将来的に建替え等の予定がありましたらご検討ください。  その他ご質問ありますでしょうか。
委員	景観計画は定期的に見直すのでしょうか。 例えば、かやぶきの里の鉄塔とかが現状の計画の色味と合わないので変えてほしいとか、不適切な建物を見かけたときに改善していくのに、長期的に見て直していく流れなのかもしれませんが、どうすればいいのかと。景観計画の改善がどういう形でできるのかなと思って、そういったことが住民の提案でできるのかなとお聞きしたいです。
事務局	南丹市の景観計画ですが、一定の期間が経過すれば見直しが必要と思いますが、現状は不具合がありませんので見直しは考えておりません。 しかし、地域性や情勢を加味して必要があれば、今後見直しを検討していきたいと考えております。
会長	景観計画の策定はいつでしょうか。
事務局	平成26年に策定しており、令和5年に見直しをしております。
会長	次回の審議会の際は、景観計画の冊子を準備していただけますでしょうか。 審議や報告が終わった後に、気になったところをこの場で出していただいたり、審議会委員、特に地元の皆さんはつなぎ役だと思っていただいて、市への意見や景観計画の見直しに繋がるような意見を出していただきたいです。議員ではありませんが、地元の意見を反映できるような会にしていきたいと思います。 また、具体的な事例がある場合は事前に事務局へこういう意見があると伝えていただいたら良いのかなと思います。
委員	先ほどのお話の中で、かやぶきの里についてお話がありましたが、美山の伝

委員	<p>建地区については別の枠組みで景観形成の運用がされています。</p> <p>南丹市は南丹市の景観形成、伝建地区は文化財としての街並みでいわば、国の財産ですので、国の財産としての景観形成は、市の都市景観形成とは少し違います。個の意見は大事ですけど、全体の都市景観を踏まえての会議だと思えますので、私自身も間違えないように気を付けたいと思います。</p>
事務局	<p>文化財については、社会教育課の担当ではありますが、市として他の部署とも整合を図りつつ運営していきたいと思えます。</p>
委員	<p>都市景観という考え方というと、現在は美山町のみが届出の対象となっておりますが、私は園部町美園町の京都銀行の横の広場の案件に携わっておりまして、建物に対して、屋根勾配の指定やマンセル値の基準があります。</p> <p>高屋歯科さんも基準を守られて建てられたと思うのですが、制定された以前の建物か分かりませんが、景観的な条件に適合していない建築物が点在しています。</p> <p>新しい計画をするときに屋根勾配の指定やマンセル値の基準を適用しなければいけないのは結構厳しいです。</p> <p>例えばかやぶきの里は観光客のためのものとか、文化財視点の違うファクターによって形成される景観という考え方があるんですが、もっと身近に住んでいる人達が気持ちよく過ごせる景観の考え方が抜けているような気がします。</p> <p>何かその辺りを上手く議論できればなと思えます。</p>
事務局	<p>委員が仰っていただいている地域は、区画整理事業をした関係で他の地域とは少し異なることにはなります。</p>
委員	<p>景観とは全体のバランスを見て景観だという考え方がありますが、行政の縦割りから行くと部署が違う考え方もあると思えます。</p> <p>ただ、建物だけにマンセル値等の規制をかけるのではなく、美山町の脇谷というところに大きな橋がかかるわけですけども、あの橋の色は何色になるのだろうということもあります。個人の財産には縛りがかかりますが、公の財産には縛りがかからないとなりますと、個人は一生懸命景観を守ろうと屋根や外壁の色を守っています。しかし、ガードレールについては白であったり、茶色であったりしています。先ほど仰った伝建地区については、道路に表示する文字がブルーではなく茶色になって非常に見やすく景観も良いです。他の地区であれば青であったり、赤であったり、オレンジであったりが美山町内は塗られています。美山町全体を見たときの色合いというものには、バランスが大事かなと思えますので、確かに担当課が違うこともありますが、全てが同じ目線で意見を出していただいて、良い景観形成ができればと思えます。</p>
会長	<p>橋の色に関しましては、特別に委員会ができておりまして、地元の方とも検討して色が決定されるかと思っております。</p> <p>この件に関しては、府さんが大切なので専門家を入れて検討しようということになっておりますが、行政の意思だけで動くことも多々あります、例えば自</p>

会長	転車レーンですが、美山は茶色ですか。
委員	美山は北村の南から北村にかけては茶色にさせていただきました。
会長	<p>京都市は道路に関して、みやこみちガイドラインがありまして、土木の部署が民間に対して厳しい規制をしているのに、インターロッキングに緑を使用した際に危機感を感じて、道路課がガイドラインを作成する際に私も参加させていただきました。</p> <p>京都市ではエンジ色になっています。</p> <p>私も全国で言い回っているんですが、ブルーが似合う地区はないと言い回っています。なかなか警察だとかブルーを敷かれることもありますし、スクールゾーンもよく緑でされることが多いのですが、明度を上げて、彩度を落とす等工夫をすることも可能です。</p> <p>そういったことを担当部署が目や目を光らせていくと良い景観形成ができるのではないかと思います。</p> <p>それでは、その他にご質問等がないようですので、本日、委員のみなさんから出された意見を参考に、市の方で検討していただければと思います。</p> <p>議題は以上となります。議事進行にご協力いただきまして、委員のみなさまにお礼申し上げます。</p> <p>それでは、事務局にお返しします。</p>

#### 4. 閉会

事務局	<p>委員の皆様、貴重な意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。</p> <p>本日の意見を踏まえ、良好な景観を保全・形成できるよう、啓発等の取組みを進めてまいりたいと思います。それでは、以上をもちまして、南丹市景観審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
-----	---